

平成24年6月28日

広島市議会議長

木 島 丘 様

提出者

広島市議会議員

山 田 春 男 竹 田 康 律

若 林 新 三 渡 辺 好 造

村 上 厚 子 今 田 良 治

関 藤 雄 姿

原子爆弾被爆地域の拡大を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて

広島市議会議長名

原子爆弾被爆地域の拡大を求める意見書案

広島市と広島県が平成20年度に大規模な調査を実施した結果、広島原爆による黒い雨の降雨地域が従来いわれてきたいわゆる宇田雨域よりも広いことや、未指定地域で黒い雨を体験した者の心身健康面が不良であるという結論を得たことなどから、広島市は、広島県及び周辺の2市5町とともに、平成22年7月、厚生労働大臣に対し、この調査で判明した黒い雨降雨地域全域を第一種健康診断特例区域に指定するよう要望しました。

この要望を受けて、厚生労働省は、「『原爆体験者等健康意識調査報告書』等に関する検討会」を設置し、本年5月29日の会議では、黒い雨を体験したと自己申告した者について精神的な健康状態の悪化を認める一方で、「現時点で、要望地域において原爆放射線による健康影響があったとする根拠は見いだせない」、「今回の調査から黒い雨降雨域を確定できず、調査結果は要望地域における放射性落下物を確認できる合理的根拠とはならない」とする報告書案が提出されました。

しかし、要望地域における広島原爆由来の残留放射線の存在や、黒い雨による身体的影響を示唆する調査結果等が存在することから、要望地域における原爆放射線による健康影響を否定することはできません。

また、これまで行われた数々の調査などから、黒い雨が宇田雨域の外側にも広範囲に降ったことは明らかです。

要望地域の人々も、高齢化が着実に進展しており、早急に必要な対策が求められています。

よって、国会及び政府におかれでは、こうした調査結果や住民の実情を御賢察いただき、1県3市5町の要望に応えて、平成20年度の調査で判明した黒い雨降雨地域の全域を第一種健康診断特例区域に早急に指定されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。